

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 6 年 6 月 28 日

高知県知事

1 取消し年月日

令和 6 年 6 月 28 日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

村上 典昭

二級建築士

第 1451 号

3 取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定による届出があり、このことは、同法第 9 条第 1 項第 2 号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 6 年 6 月 28 日

高知県知事

1 取消し年月日

令和 6 年 6 月 28 日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

山中 健
二級建築士
第 4296 号

3 取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定による届出があり、このことは、同法第 9 条第 1 項第 2 号の規定に該当する。